

安心して不妊治療を受けられるよう治療費用を助成します

三種町特定不妊治療費助成事業のお知らせ

町では、平成23年4月1日にさかのぼり不妊治療を受けたご夫婦に対し、治療の内容に応じて費用の一部を助成します。

対象となる治療

体外受精または顕微授精（特定不妊治療）

助成の対象となる方

次の事項をいずれも満たすご夫婦

- ①秋田県特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていること。
- ②申請の時点においてご夫婦で町内に1年以上住所を有していること。ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること。

助成の内容

一組のご夫婦に対し、1年度に1回の治療あたり秋田県の助成額15万円を超えた場合、町で15万円を限度として2回助成します。ただし、1年目の申請については3回までとします。（通算5年度、10回までを限度とします。）

※1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至るまでをさします。

例1) 治療費が29万円の場合

県助成額15万円、町助成額14万円、自己負担なし

例2) 治療費が31万円の場合

県助成額15万円、町助成額15万円、自己負担1万円

手続きについて

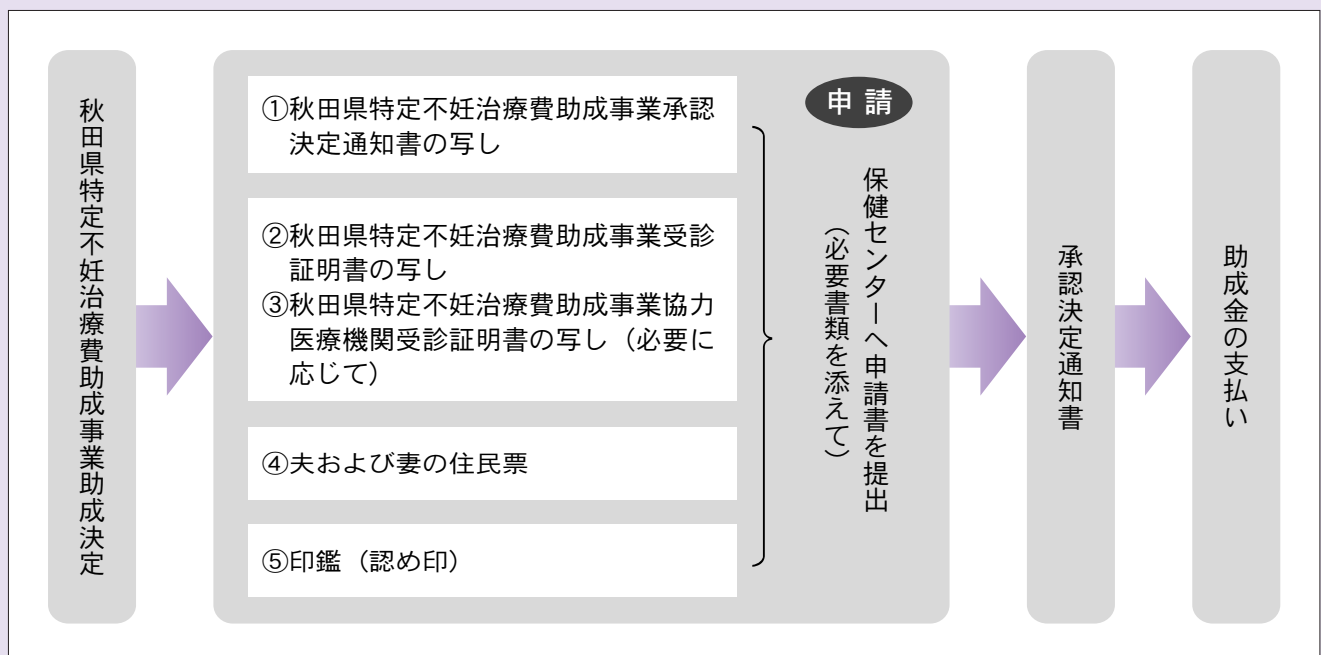
申請は、治療を終了した年度の末日（3月31日）までに、保健センターで行ってください。

申請書に必要な添付書類等は次のとおりです。

- ①秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ②秋田県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
- ③秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診証明書の写し（必要に応じて）
- ④夫および妻の住民票
- ⑤印鑑（認め印）



【助成のながれ】



※申請書は健康推進課、保健センター、各総合支所地域生活係にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

◆お問い合わせ先 三種町保健センター TEL 83-5555